新総合事業における給付管理

平成29年2月21日 久留米市健康福祉部介護保険課 新総合事業準備チーム

1. 給付管理



給付管理の対象となるサービス

【総合事業における給付管理対象サービス】

訪問型サービス	身体ヘルプ、元気ヘルプ、生活ヘルプ
通所型サービス	予防デイ、元気デイ、集中デイ(平成29年6月頃から)

給付管理対象サービスについては、国保連合会を通じて保険者に請求を行う。

【利用者状態別の給付管理対象サービス】

要支援者	・介護予防サービス(介護予防福祉用具貸与等) ・地域密着型介護予防サービス(介護予防認知症対応型通所介護等) ・訪問型サービス(身体ヘルプ、元気ヘルプ、生活ヘルプ) ・通所型サービス(予防デイ、元気デイ、集中デイ)
事業対象者	 ・訪問型サービス(身体ヘルプ、元気ヘルプ、生活ヘルプ) ・通所型サービス(予防デイ、元気デイ、集中デイ) ※介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスは利用不可



区分支給限度額

【要支援者】

要支援者が総合事業を利用する場合には、予防給付における区分支給限度額の範囲内で、予防給付と総合事業を一体的に給付管理する。

【事業対象者】

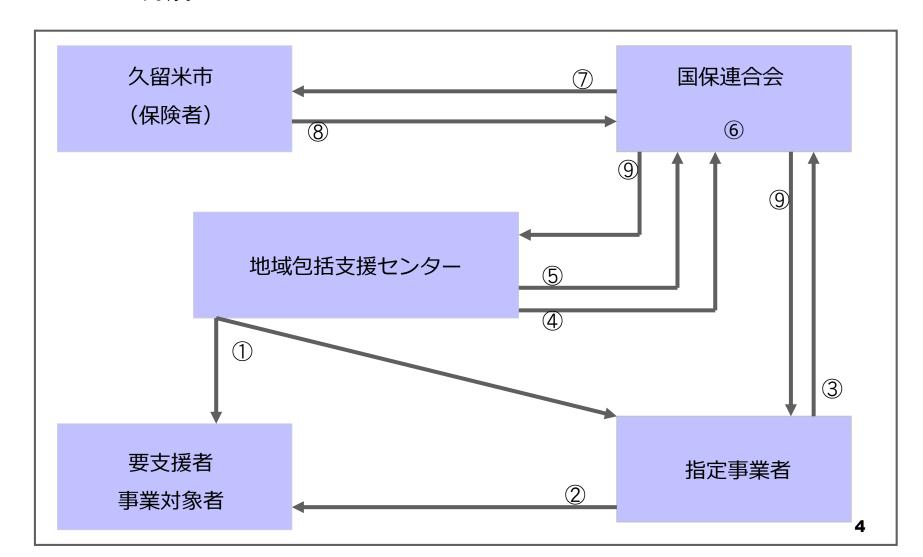
原則、要支援1の区分支給限度額の範囲内で給付管理を行う。

ただし、月の途中から集中デイを利用する又は終了する場合で、要支援1の区分支給限度額を超過するときには、地域包括支援センターから介護保険課あてに当月中に届出を行うことで、当該月のみ要支援2の区分支給限度額とすることができる。

	区分支給限度額
要支援1 事業対象者	5,003単位
要支援2	10,473単位

審査支払の流れ

要支援者、事業対象者ともに国保連合会を通じて保険者に請求を行う。住所地特例対象者についても同様。



	1	介護予防ケアマネジメント	利用者・事業者と調整して、介護予防ケアマ ネジメントを行う
サービス提供月	2	サービス実施	事業者が利用者へサービス実施
"	3	予防給付/事業費を請求	事業者は国保連合会へ請求明細書を提出 して、予防給付/事業費を請求する
- ビス 提:	4	給付管理票を提出	地域包括支援センターは国保連合会へ給 付管理票を提出する
供 月 翌 月	5	介護予防支援費/介護予防ケ アマネジメント費を請求	地域包括支援センターは請求明細書(介護 予防支援費/介護予防ケアマネジメント費) を国保連合会に請求する
	6	審査	国保連合会は審査を行う
サービス提	7	予防給付/事業費を請求	国保連合会は保険者へ予防給付/事業費 及び審査支払手数料を請求する
供 月	8	予防給付/事業費を支払い	保険者は国保連合会へ予防給付/事業費 及び審査支払手数料を支払う
翌 々 月	9	事業費及び介護予防ケアマネ ジメント費を支払い	国保連合会は予防給付/事業費及び介護 予防支援費/介護予防ケアマネジメント費を 支払う 5

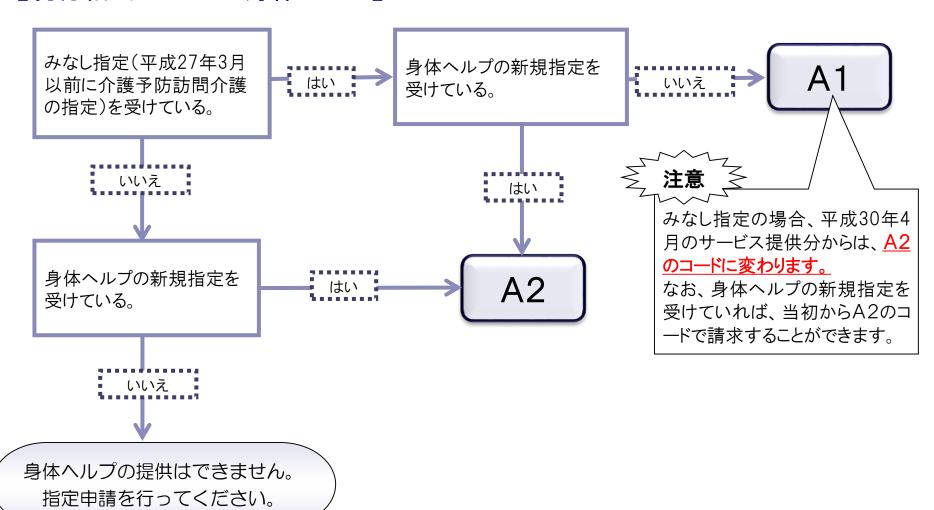
請求時のサービスコードについて(訪問型サービス)①

サービス区分	サービスの種類	サービス コード種類
現行相当	身体援助訪問サービス(身体ヘルプ)(みなし指定)	A1
サービス	身体援助訪問サービス(身体ヘルプ)	A2
11 157 A	元気援助訪問サービス(元気ヘルプ)	A3
サービスA	生活援助訪問サービス(生活ヘルプ)	А3

- 身体ヘルプのみなし指定を受けている事業所であっても、身体ヘルプの新規指定を受けている場合は、「A2」で請求することができる。
- 元気ヘルプと生活ヘルプは、サービスコード種類が両方とも「A3」となっているので、注意 すること。(サービスコード項目はそれぞれで設定)

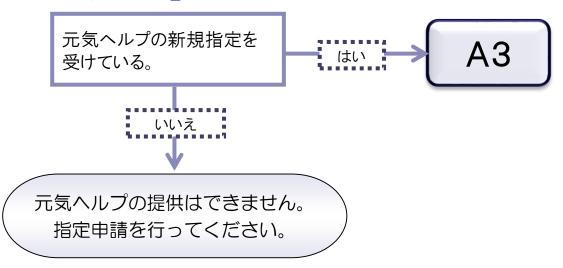
請求時のサービスコードについて(訪問型サービス)②

【現行相当サービス: 身体ヘルプ】

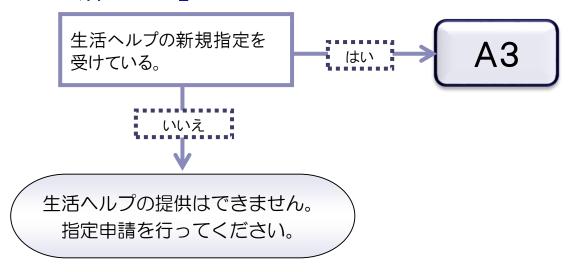


請求時のサービスコードについて(訪問型サービス)③

【サービスA:元気ヘルプ】



【サービスA:生活ヘルプ】



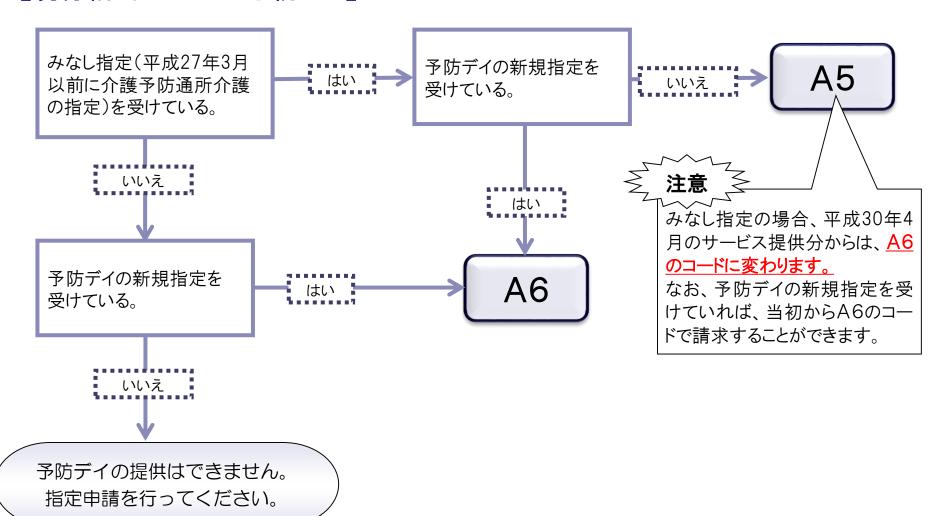
請求時のサービスコードについて(通所型サービス)

サービス区分	サービスの種類	サービス コード種類
 現行相当	介護予防通所サービス(予防デイ)(みなし指定)	A5
サービス	介護予防通所サービス(予防デイ)	A6
TT 13.2 V	元気向上通所サービス(元気デイ)	A7
サービスA	短期集中通所サービス(集中デイ) ※平成29年6月より	A7

- 予防デイのみなし指定を受けている事業所であっても、予防デイの新規指定を受けている場合は、「A6」で請求することができる。
- 元気デイと集中デイは、サービスコード種類が両方とも「A7」となっているので、注意すること。(サービスコード項目はそれぞれで設定)

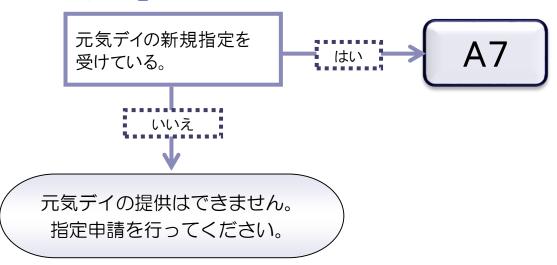
請求時のサービスコードについて(通所型サービス)②

【現行相当サービス: 予防デイ】

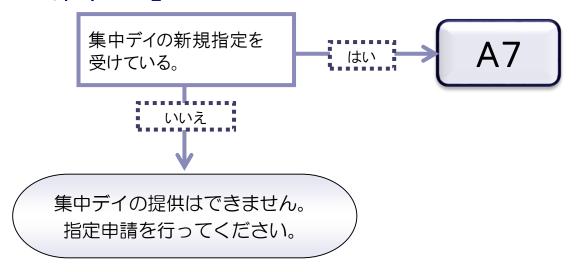


請求時のサービスコードについて(通所型サービス)③

【サービスA:元気デイ】



【サービスA:集中デイ】



請求時の注意事項①

【利用者負担割合】

「A3」(元気ヘルプ、生活ヘルプ)、「A7」(元気デイ、集中デイ)については、自己負担割合は、サービスコードで判断する。そのため、同じサービスであっても、1割負担の利用者と2割負担の利用者ではサービスコードが異なる。

※軽度化加算は、利用者負担なしであるため、共通のサービスコードを利用する。

例	サービス内容	1割負担の サービスコード	2割負担の サービスコード
	 元気ヘルプ I	A3 1010	A3 1210
Ī	元気デイ1(2-3)	A7 1010	A7 1110

「A3」、「A7」の場合、事業費明細書の給付率は記載しない

給付率	(/100)
事業	
公費	: :

様式第二の三 (附別第二条関係

								0	n Pi									支援ス費							ピス	賽)									
公司	使食物 性	49	П			Γ	Τ	٦		Γ	T	Т												¥	成	Т		Г	T	#		Г	Т	Яź	0°
公司	使受物 性	49	F			Г	Ť	1		Γ	Ť	7	_										i	9		16	9	T	Ť			T	Ť	寸	_
匸	被保	ŔŤ	T	T	T		Ī	T		T	Ť	Ŧ		Г	Τ	٦		Γ		**			Τ̈́	T			Т	T	_	Г	T	T	Ť	Π	
	香号 (7月1分)										_	_	_	_	_	┨			- 1-	#9 #3		_	+	_	_		_	_		_	_	_	_	_	_
	近名 被 係 1.明所													٦				4.6			L	_	_	_	_	_	_	_			_				
薏					大		2.6	i fo	_		_				4		1	ŧ	<u> </u>				7 -												
4000	生年)	1 8	H		T	Î	ļ	Π	Ť		換網		. ,	2	*	۱		W. 70 May 50 W	ı	所在	*		ı												
	要文件	_	۲	Щ	+	L	П	Ц	_	-		_	_	_	_	┨		ľ	1				l												
	林棚田		L	_	•	_	_	٠.	9 2	_	_	要求	2 2	_	_	_		ı	ŀ																
	额定 類質	100	平点	-	+	-	*	_	+	-	A A	_	\vdash	8	-	-			١	ŧΝ	壳			N e	9										
44	费予防	٠,		1001	-	100		*		_		*16	ŧν		=	=		_	_				_									_	=	_	=
	-ピス	1			T	Ī		Ī	Ť	Ī	٦			Ť	Ï	Ī			東月 林	f	П												_		_
一	開始		ıt.		Ė	╗	#	T	_	Ť	T	Я	Ħ	Ħ	÷	Ť			4	£	_	Ŧ#	Ţ		Г	Т	*	Г	T		Я	〒	Ŧ	〒	5
片	年月日	_		_	÷	_	- E	_		+	_	¥01	÷	1		Τ.		486				_	0 01000												
l	サービス件		E-Arrige			Ť	T	Ĩ	ľ	Н	Т	T	T	۲	H	П	Ì	T	T	T	H	H	Ť	Ť	T	n	\dashv		_		_		_		_
l					Ŧ	Į	Ŧ	F	Г	П	7	#	Ŧ	F	П	\Box	П	\dashv	Ŧ	Ŧ	П	П	7	Ŧ	F	П	\exists						_	_	
	\vdash		_	_	+	۰	╁	۰	H	Н	+	+	٠	╁	Н	+								 											
					Φ	t	İ	t	L	П		\pm	t	t	Н			\pm	Τ	İ	Ħ	Ц	1												
ä					4	Ļ	╀	L	L	Ц	4	4	1	┞	Ц	Ц	4	4	+	\perp	Н	Ц	4												
l	\vdash				+	٠	┿	⊢	Н	Н	+	+	٠	╁	Н	+	Н	+	+	+	Н	Н	+	 											
l					Ι	t	İ	t	L	П	1	†	t	t	П	\exists		\top	†	t	П	П	1	111111											
Ш					\perp	L	\perp	L	L	Ш	_	\perp	L	L				\perp	\perp	L		Ш	_	\perp	L		\Box						_	_	_
•	æ	*-	-May	na	Ι	*	-r	22	->			# 21					*-	rini	100		*	ř	•	91	**	28	\Box	**	P				**		
į,	2 4 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5				Ŧ	Į	Ţ	L	L	Ц	4	4	Į	L	Ц	Ц		\perp	Ŧ	Ţ	Ц	П	4	Ţ	L	Ц	4			_			_		
	*# -		_		+	۰	┿	Н	Н	Н	┪	+	٠	╁	Н	\forall	Н	+	+	+	Н	Н	+	+	+	Н	\dashv		_	\dashv	_	_	_	_	_
一	Φŧ-	12.3	42	gi un	F	÷	÷	÷	÷	_	_	_	Ė	÷	屵	_	_	_	÷	÷	Ħ	_	_	_	÷	۲	ㄷ		=	=		_	=	_	=
	764				_	4	4	_	Ļ				L	L	Ļ				╀	₽	١.	_			┡	┡	Ļ		_	_					
	-		_						0					L	0	_		_	╀	Ł	Į.	-	_	_	┡	H	0	_	_	_					
	GHI				_	+	4	_	H	H		F					F			-	٠	۰	۰	þ		Ь		Ш							
	CM.		_			_	\dashv	-	H	Н	⊢	Н	Н	Н	Н	Н	٠	+	╀	٠	٠	٠	٠	۰	⊢	⊢	H	Н	1	Н	-		* 4	(100)	_
糠米鄉	②柳州	単位	B R (8Ф			+	-	_	\vdash	\vdash		\vdash	H		H	t	+	+	╁	t	╁	╁	┞	\vdash	┞	H	Н		H	**		Ť	T	Т
類集計画	少ない数) 4 ②公費分単位					+	\dashv	\neg	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	t	$^{+}$	$^{+}$	۲	۰	۲	۲	۲	┢	۲	H	Н		Н	49		+	+	+
•	9#6					+	\dashv	\neg		Т		190	Н	Т			Ī,	/800		۲	۲	۲						Н					÷	_	+
	8#1	_	_	_	_	+	\dashv	-	-	\vdash		1	Н	۲			ľ	1	-	b	٠	۰	F			Г	٢	H	~	Ť	1	+	1	1	+
	ORIN					1	╛										Г	Т	T	t	۲	t	t	٢	Т	٢	H	Н		Н	H	+	†	+	t
	946					-				Г		Т	Г	Г	Г	Г	t	Τ	t	t	t	t	t	t	Т	t	Г	Н		Г	П	+	t	$^{+}$	t
	0		-	_		-	_	$\overline{}$	-	_	_	_	$\overline{}$	-	$\overline{}$	-	•	+	+	1	•	•	•	Ť-	_	Ť	1		$\overline{}$	_	—	air	4	+	1



A3とA7コードは国保連合会で利用者の負担割合とサービスコードの突合審査を行わないため、利用者負担割合とサービスコードが異なっていた場合でも請求は通り、国保連合会から支払いが行われる。

誤って通った請求については、久留米市から各サービス事業者に給付費請求取消依頼の案内を送付予定。(平成29年夏以降)

請求時の注意事項②

【軽度化加算】

軽度化加算は、1月100単位をまとめて算定するものであることから、例えば、5か月分を算定する場合は、「500単位×1回」とするのではなく、「100単位×5回」として請求する。

	サービス内容	サー	ビスコード	単位数	回数	サービ	ス単位数
事	軽度化加算	A 3	1 7 0 0	100	5		5 0 0
事業費明							
明細	軽度化加算	A 3	1 7 0 0	500	1		5 0 0
細欄				1			
		:		7 🗄			

「500単位×1回」ではな く、「100単位×5回」と する。 株式第二の三 (附別第二条関係) 介護予防・日常生活支援総合事業費明細書 公費受給者番号 保険者番号 (71919) 事業所 氏名 所在地 抗糖医分类 额定有效 サービス **印刷仕単位数(②②の**) **少ない事() + 6 ②公費分率位数 ②単位数単数 ②事業費請求報 ①利用者会担報**

サービスコードマスタの公開

事業所で利用している請求システムで利用する「サービスコードマスタ」(csvデータ)は、3月上旬に久留米市のホームページに公開予定。





総合事業利用に伴う居宅届

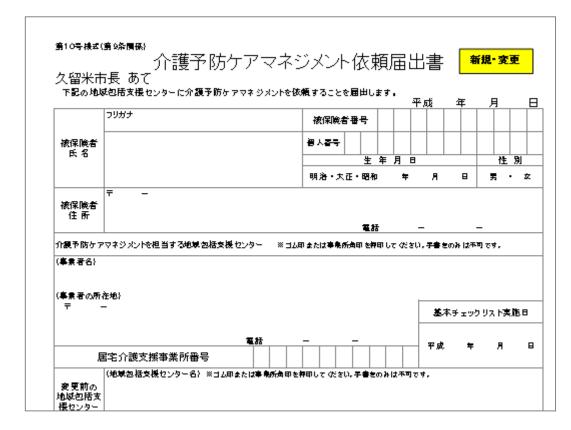
【事業対象者】

事業対象者に対して、介護予防ケアマネジメントを実施する際には、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント依頼届出書をすみやかに提出する。

【要支援者·要介護者】

要支援者に対して、介護予防 支援、介護予防ケアマネジメント を実施する際には、地域包括支 援センターが、居宅サービス計 画等作成依頼届出書をすみや かに提出する。

要介護者に対して、居宅介護 支援を実施する際には、居宅介 護支援事業者が、居宅サービス 計画等作成依頼届出書をすみ やかに提出する。

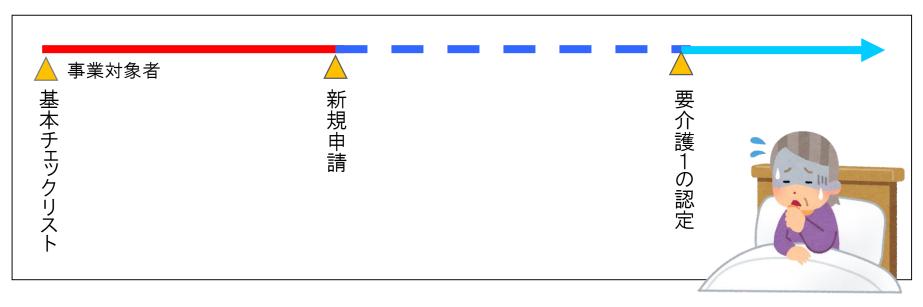


暫定利用について(事業対象者→要介護見込み)

事業対象者がサービス事業の利用と並行し、要介護等認定申請を行った場合を次のとおりに整理を行う。

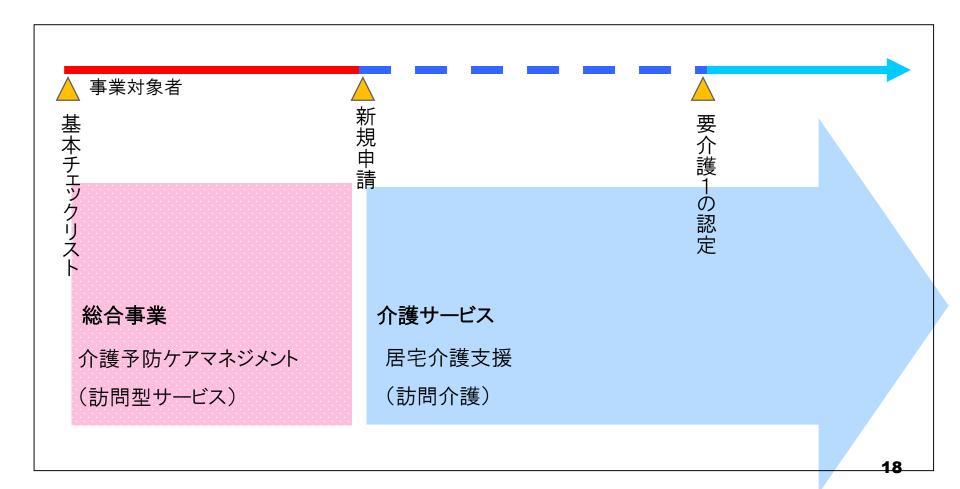
【ケース1】認定申請期間中に①訪問介護利用、又は②訪問型サービス利用

【ケース2】認定申請期間中に訪問介護、福祉用具貸与利用



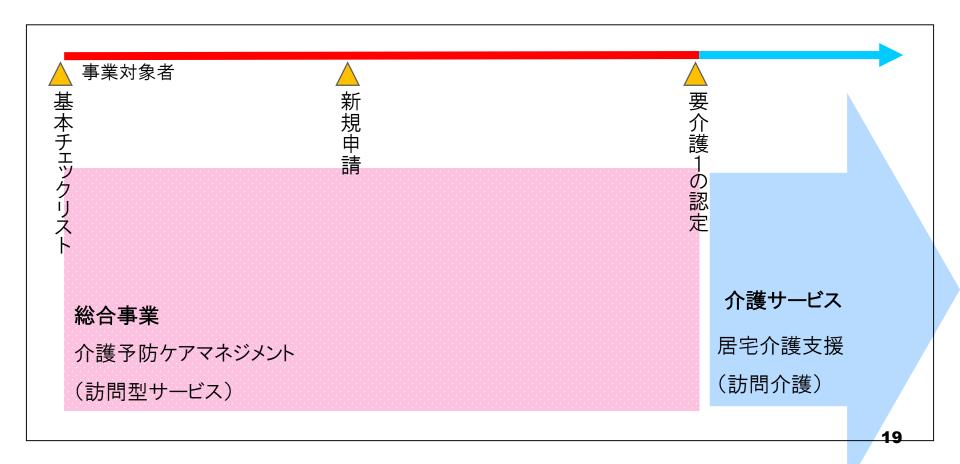
【ケース1】①事業対象者→要介護見込み(認定申請期間中:訪問介護利用)

- 居宅サービス計画を作成した後の利用分については、訪問介護としての利用となる。
- 介護サービスの給付管理に係る居宅サービス計画等作成依頼届出書は、居宅介護 支援事業者が認定結果後、すみやかに行う。



【ケース1】②事業対象者→要介護(認定申請期間中:訪問型サービス利用)

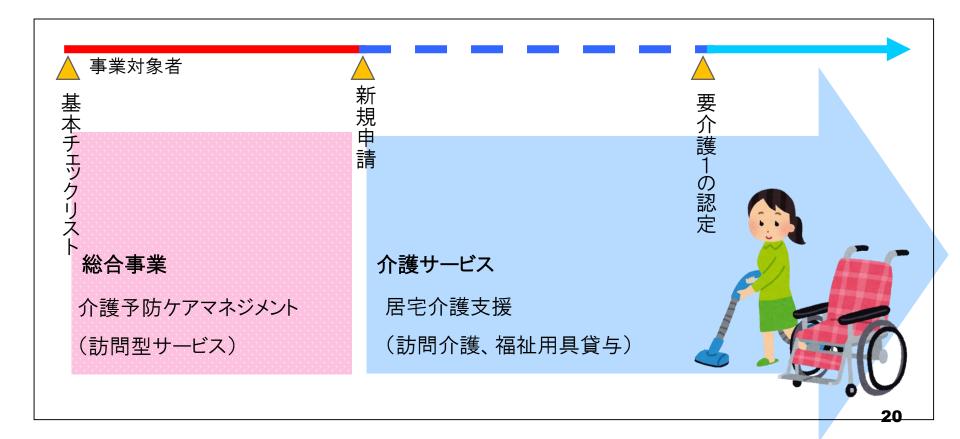
- 新規申請〜要介護認定が出て、居宅サービス計画を作成するまでは、介護予防ケアマネジメントに基づき訪問型サービスを利用することもできる。
- 介護サービスの給付管理に係る居宅サービス計画等作成依頼届出書は、居宅介護 支援事業者がすみやかに行う。



【ケース2】事業対象者→要介護見込み

(認定申請期間中:訪問介護、福祉用具貸与利用)

- 認定申請期間中に介護サービスを利用する場合には、暫定で居宅サービス計画を作成する。
- 介護サービスの給付管理に係る居宅サービス計画等作成依頼届出書は、居宅介護 支援事業者が認定結果後、すみやかに行う。



暫定利用について(事業対象者→要支援見込み)

事業対象者がサービス事業の利用と並行し、要介護等認定申請を行った場合を次のとおりに整理を行う。

【ケース3】認定申請期間中に訪問型サービスを利用

【ケース4】認定申請期間中に訪問型サービス、介護予防福祉用具貸与を利用



事業対象者

基本チェックリスト

新規申請

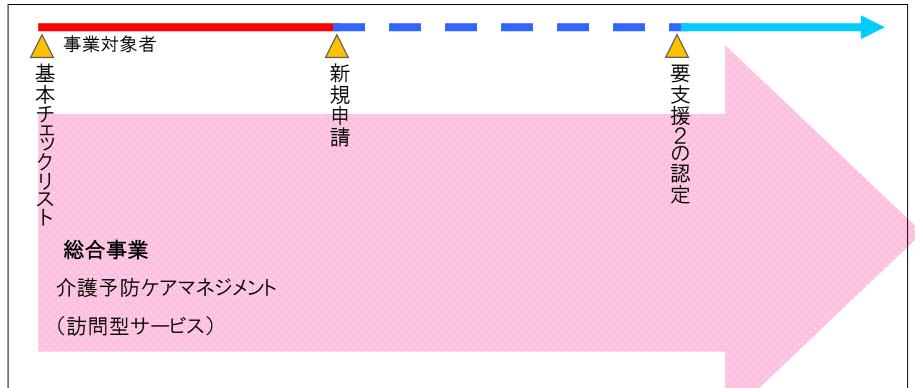
要支援2の認定



【ケース3】事業対象者→要支援見込み

(認定申請期間中:訪問型サービス利用)

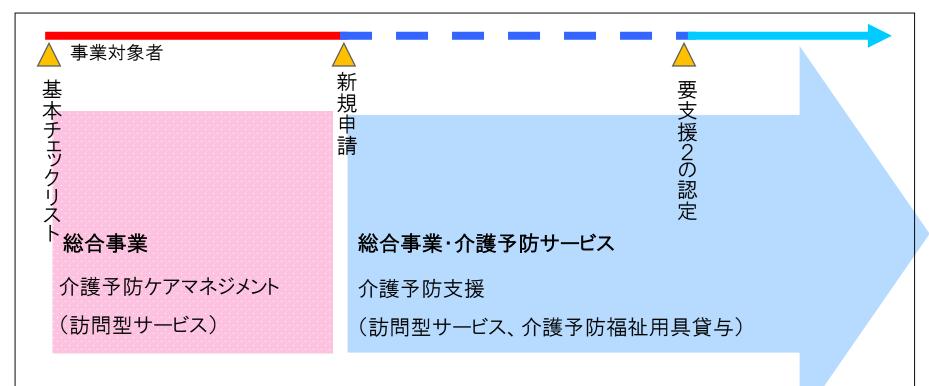
- 新規申請認定結果が要支援であれば、認定結果後も介護予防ケアマネジメントに基づき訪問型サービスを利用することとなる。
- 居宅サービス計画等作成依頼届出書は、地域包括支援センターが認定結果後にす みやかに提出を行う。



【ケース4】事業対象者→要支援見込み

(認定申請期間中:訪問型サービス、介護予防福祉用具貸与利用)

- 認定申請期間中に介護予防サービスを利用する場合には、暫定で介護予防サービス・・支援計画書を作成する。
- 総合事業·介護予防サービスの給付管理に係る居宅サービス計画等作成依頼届出 書は、地域包括支援センターが認定結果後にすみやかに行う。



2. 各種制度の取り扱い

高額総合事業サービス費

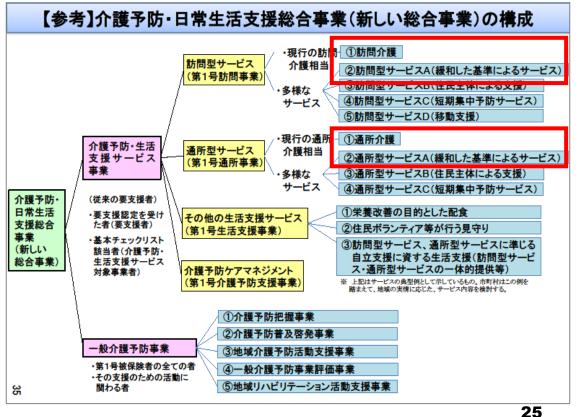
総合事業によるサービス利用に係る利用者負担の家計に与える影響を考慮し、高額介護予防サービス費に 相当する事業を実施。

【対象サービス】

身体ヘルプ、元気ヘルプ、生活ヘルプ、予防ディ、元気ディ、集中ディ

【申請】

高額介護(介護予防) サービス費の申請を行っ ている場合には、再度の 申請は不要。



高額医療合算総合事業サービス費

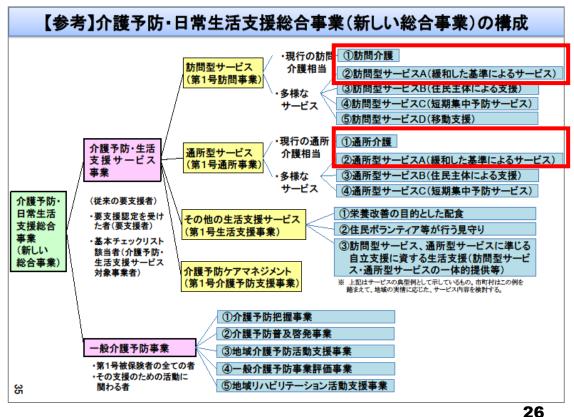
総合事業によるサービス利用に係る利用者負担の家計に与える影響を考慮し、高額医療合算介護予防 サービス費に相当する事業を実施。

【対象サービス】

身体ヘルプ、元気ヘルプ、生活ヘルプ、予防デイ、元気デイ、集中デイ

【申請】

計算期間(8月1日~翌 年7月31日)において限度 額の上限を上回る見込み がある場合には、医療保険 者窓口に支給申請を行う。



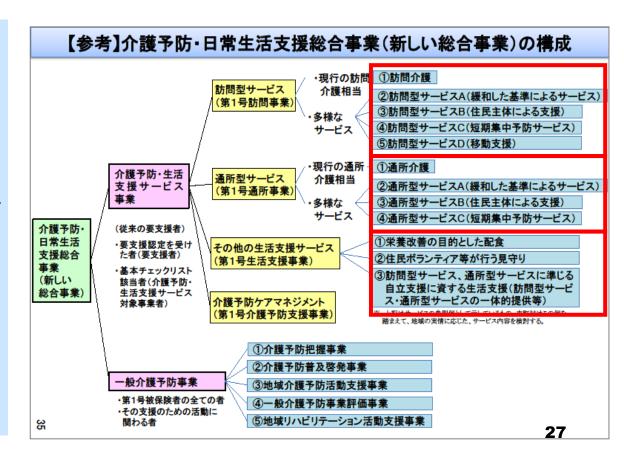


【介護扶助※の対象サービス】※中国残留邦人等支援法においてその例による場合を含む

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス

【介護券】

指定事業所によるサービス 提供を行った場合、福祉事務 所から送付された介護券の記 載内容をもとに、介護給付費 明細書を国保連合会に提出し、 介護扶助の請求を行う。



原子爆弾被爆者に対する公費助成

【対象サービス】

身体ヘルプ、予防デイ

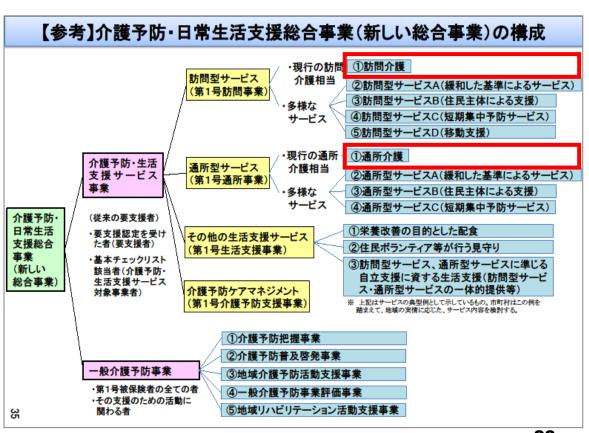
【資格証明等】

身体ヘルプ

- 被爆者健康手帳
- 被爆者訪問介護利用助成受給者証※

予防デイ

- 被爆者健康手帳
- ※被爆者訪問介護利用助成受給者証の該当要件は、所得税 又は市民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)



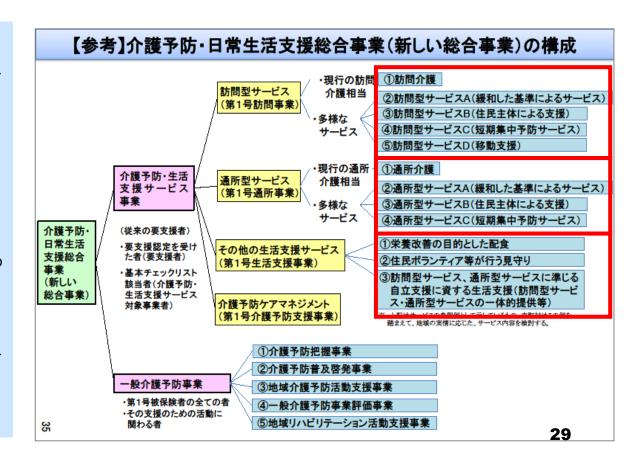
障害給付における介護優先について

【障害給付における総合事業の優先範囲】

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス

障害者に係る自立支援給付については、介護保険において自立支援給付サービスと同等のサービスが提供される場合においては、介護保険の保険給付を優先して受け、又は利用する。

ただし、障害者は、その心身の状況やサービスを必要とする理由は多様なため、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて利用できる介護保険サービスを特定し、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではない。



10

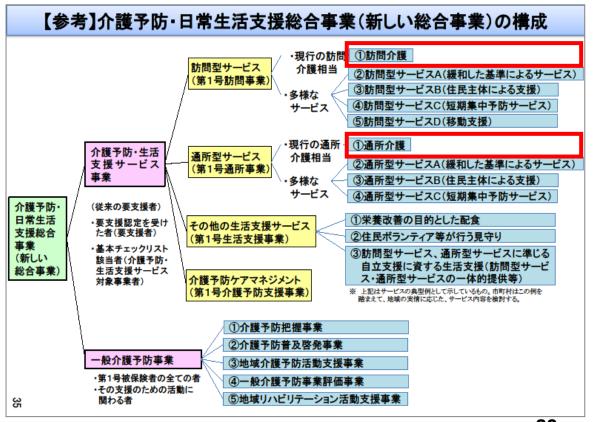
社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度

【対象サービス】

身体ヘルプ、予防デイ

【資格証明等】

社会福祉法人等利用 者負担軽減確認証



介護保険サービス利用者負担額助成金

在宅で介護保険サービスを利用している方で、著しく支払いが困難な方について、申請によりその利用者負担額の原則半額の助成を受けられる制度。

【対象サービス】

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス

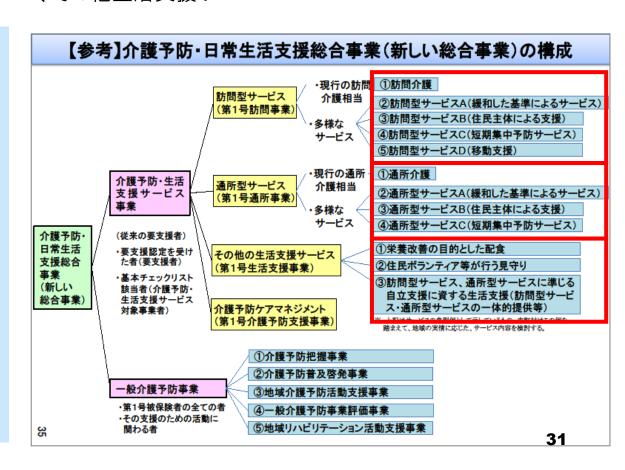
【対象者】

久留米市から要介護、要支援 の認定又は事業対象者の決定 を受けている者のうち、介護保 険料の減免措置を受けている 方。

【申請】

助成を受けるためには、介護 保険料の減免措置を受けた後、 助成対象者確認申請が必要。

対象者確認後、助成金申請 書に領収書を添付し、申請を行 う。



サービス種類と適用可能公費の関係

	A1	A2	А	.3	A5	A6	А	.7	AF
	身体ヘルプ(みなし指定)	身体ヘルプ	元気ヘルプ	生活ヘルプ	予防デイ(みなし指定)	予防デイ	元気デイ	集中デイ	介護予防ケアマネジメント
81 原爆助成	0	0			0	0			
25 中国残留邦人等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 生活保護	0	0	0	0	0	0	0	0	0

[○]印は、請求可能な公費

【参考】介護給付費請求の手引き

福岡県国民健康保険団体連合会ホームページにおいて介護給付費請求の手引きが掲載されています。(http://www.kokuhoren-fukuoka.jp/)

【介護給付費請求の手引き】

- 1. 介護給付費の請求と審査支払等について
- 2. 介護給付費請求書等の記載要領
- 3. 介護給付費請求・明細書の様式
- 4. 介護給付費明細書の記載例
- 5. 審査チェックエラーについて
- 6. 介護給付費等の過誤処理について
- 7. 介護給付費等支払い決定額内訳書等について
- 8. 介護保険審査決定増減表等について
- 9. 請求明細書・給付管理票(保留)一覧表の対応について
- 10・参考資料(介護報酬1単位当たりの単価、介護保険保険者番号表等)

3. 介護保険課からお知らせ~運用の変更について~

I. 居宅届について

居宅サービス計画等作成依頼届出書の変更について

【提出期間の変更】

- 契約日~サービス利用月の月末まで(入院中でも受付可)
- 更新申請により翌月から「要介護→要支援」/「要支援→要介護」に変更となる場合→認定結果が出た日~サービス利用月の月末まで

【登録年月日について】

居宅介護支援事業者等が給付管理を開始する日として、介護保険課から国保連合会へ送付する日付(提出日の翌月初旬に送付)

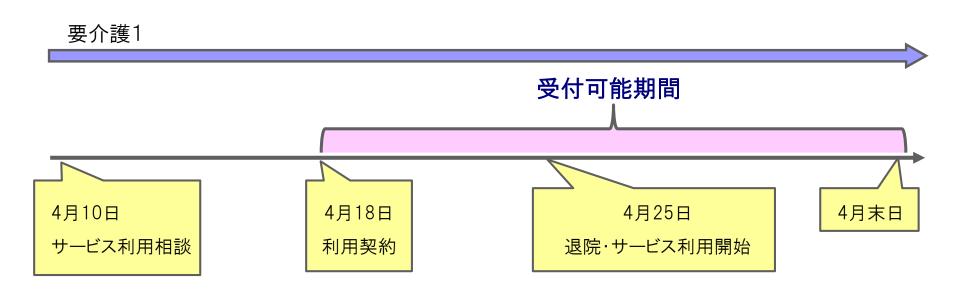
- 居宅サービス計画等作成依頼日と登録年月日が同月であれば、提出日を記載。
- 区分変更等のために、提出日より以前に登録年月日を遡及させる場合、又は居宅介護支援 事業者等の変更を届け出る場合には、届出事業者が給付管理を行う日を登録年月日として 記載。
- 登録年月日の記載がない場合は、原則提出日が登録年月日として取り扱う。

【申請様式の変更について】

■ 居宅サービス計画等作成依頼届出書は新規と変更の様式が存在したが、一つに統合。

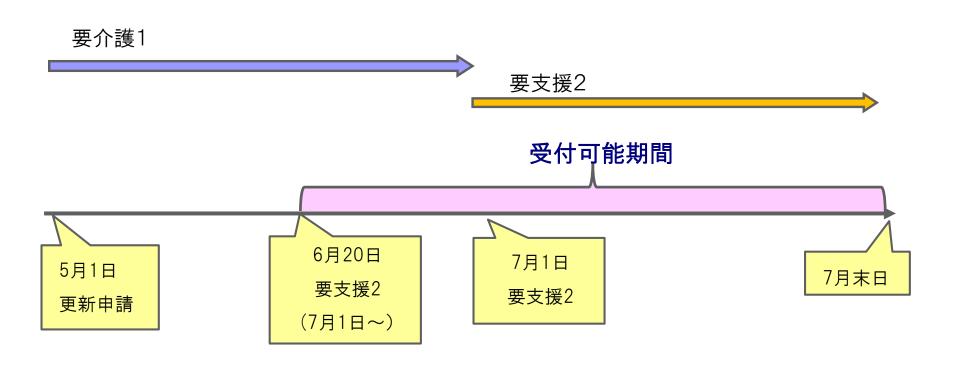


(例1)4月10日に相談があり、入院中の被保険者(要介護1)が4月25日退院予定である。退院後すぐに、介護サービスを利用することとなった。契約を4月18日に行った。



居宅支援事業者は利用者との契約後、4月18日~4月30日までに居宅サービス計画 等作成依頼届出書を提出。 10

(例2)要介護1の利用者が居宅サービス計画に基づき、訪問看護を利用中。5月1日の更新申請により、7月1日~要支援2の結果となった。7月以降も介護予防訪問看護として利用予定。



地域包括支援センターは利用者との契約後、6月20日~7月31日の間に居宅サービス計画等作成依頼届出書を提出

Ⅱ. 住宅改修支援事業について

住宅改修支援事業について

【従来】

久留米市から該当の事業者あてに申請勧奨し、申請書が届いた事業所は申請を行う。



【平成29年度以降】

事業者は、要件を満たしているのかを確認し、久留米市に申請を行う。

※久留米市は申請勧奨は行わない。

要件・申請方法等詳細について、後日ホームページに掲載予定。